

佐賀県職員被服類貸与規程（昭和55年佐賀県訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前						改正後						
別表第1（第2条、第7条、第8条）						別表第1（第2条、第7条、第8条）						
区分	被貸与者		貸与品			区分	被貸与者		貸与品			
	職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)		職員の範囲		品目	数量	貸与期間(年)	
1	略					1	略					
2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(7) 略					2 被服類の汚損が著しい職にある職員	(1)～(7) 略					
	(8) 農林事務所に勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員	～ 略					(8) 農林事務所に勤務し、現場で管理、監督又は指導業務に従事する職員	～ 略				
		農業改良普及業務に従事する職員	<u>夏作業服A</u>	1	<u>3</u>			農業改良普及業務に従事する職員	<u>夏作業服B</u>	1	<u>2</u>	
			<u>冬作業服A</u>	1	<u>3</u>				<u>冬作業服B</u>	1	<u>2</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略	略				
(9)～(23) 略						(9)～(23) 略						
		(24) 循環型社会推進		<u>夏作業服A</u>	<u>1</u>	<u>3</u>						

改正前				改正後				
					課で廃棄物対策業務に従事する職員	(上、下) 冬作業服A (上、下)	1	3
	(24) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員( (1) から (23)までに該当する者を除く。)		略	(25) その他被服の汚損が著しい業務に常時従事する職員( (1) から (24)までに該当する者を除く。)		略		
3 保健衛生の見地から被服類の着用を要する職にある職員	(1)・(2) 略			(1)・(2) 略				
	(3) 保健福祉事務所に勤務する職員	~ 略		(3) 保健福祉事務所に勤務する職員	~ 略			
		研究検査業務に従事する職員( 〃に該当する者を除く。)	略		研究検査業務に従事する職員( 〃に該当する者を除く。)	略		
		廃棄物対策業務に従事する職員	夏作業服A (上、下)	1	3	冬作業服A (上、下)	1	3
		略	略		略	略		
	(4)~(7) 略			(4)~(7) 略				

改正前			改正後		
4～6 略			4～6 略		
注1・注2 略			注1・注2 略		
別表第2（第13条関係）			別表第2（第13条関係）		
共用被服類		備考	共用被服類		備考
品目	共用期間(年)		品目	共用期間(年)	
略	略		略	略	
冬作業服A（上、下）	3		冬作業服A（上、下）	3	
			<u>夏作業服B（上、下）</u>	<u>2</u>	
			<u>冬作業服B（上、下）</u>	<u>2</u>	
夏事務服	3		夏事務服	3	
冬事務服	3		冬事務服	3	
ゴム長靴	2		<u>運動靴</u>	<u>2</u>	
略	略		ゴム長靴	2	
防寒服	3		略	略	
			防寒服	3	
ヘルメット	4		<u>作業帽</u>	<u>2</u>	
略	略		ヘルメット	4	
			略	略	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。